

内閣参質八一第二号

昭和五十二年八月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 西村 英一

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県に対する国庫負担のあり方等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩県に対する国庫負担のあり方等に関する質問に対

する答弁書

一及び二について

昭和五十年年度決算における沖繩県の人口一人当たり国庫支出金の額は五八、八九八円、地方交付税の額は四八、一三八円であり、沖繩県と人口規模が類似する団体と比べて格段の差異は認められない。

また、沖繩県における地方道路譲与税の譲与基準については、沖繩県に対する道路に係る国庫補助率が極めて高率であることに伴い、所要の補正を行っているものである。

三について

合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の税率については、日米

合同委員会における協議により昭和五十年及び昭和五十二年においてそれぞれ引上げを行い、その是正を図つたところである。